

業 務 は、委 託 契 約 書 の 実 施 箇 所 (以 下「実 施 箇 所」とい う。)の 清 掃 等 を 行 う も の と す る。
業 務 の 種 類、実 施 時 期 等 は 以 下 の と お り。

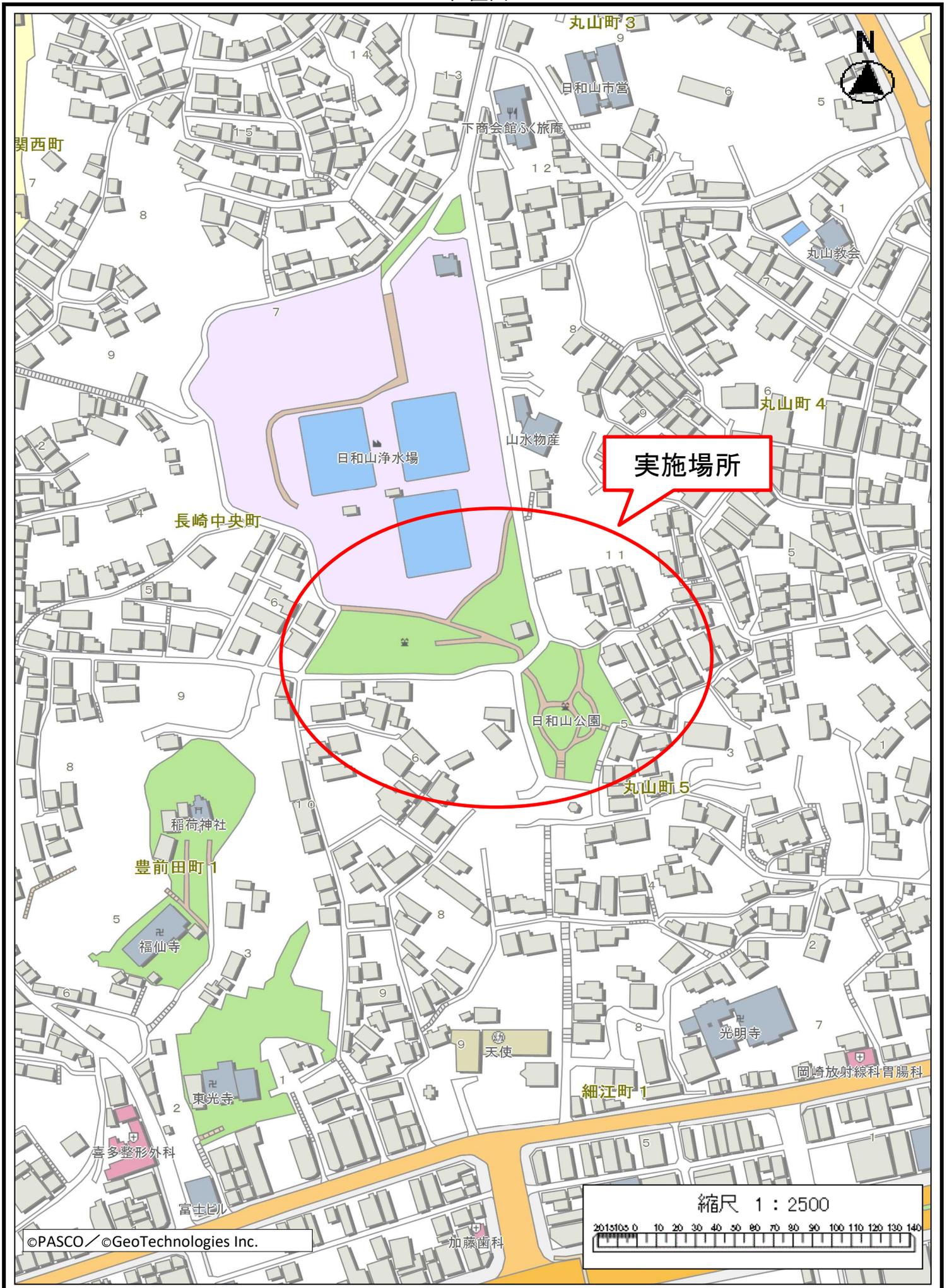
1. 清掃指定日				4. 塵芥処理			
(4月)	6日、20日		2 回		4月の花見時期		4 回
(5月)	7日		1 回		3月の花見時期		2 回
(6月)	1日		1 回			計	6 回
(7月)	6日		1 回				
(8月)	3日		1 回				
(9月)	7日、24日		2 回				
(10月)	5日		1 回				
(11月)	2日、16日		2 回				
(12月)	7日		1 回				
(1月)	4日		1 回				
(2月)	1日、15日		2 回				
(3月)	1日、15日		2 回				
	合 計		17 回				
2. 草刈				5. 公園施設安全点検			
	5月、7月、10月		計 3 回		4月		計 1 回
3. 樹木剪定				※ 設計図書の公園施設安全点検表に基づき上記指定月の第2月曜日を基準とし、その月内に点検を実施するものとする。			
	・剪定下木A ツツジ	4~6月	計 1 回	※ 指定月内に実施箇所の清掃等を実施すること。 実施日については、指定がある場合は指定日を基準とする。 特に指定がない場合は、委託者と協議の上、決定する。 また、予定月によりがたい場合においても、委託者と協議の上、決定する。			
※ 剪定下木Aについては、花期終了後花芽がつく前までに剪定を終わらせることとする。				※ 清掃等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。			
	・剪定下木B カイズカ等	8月	計 1 回	※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定等の対象となる樹木の面積が減少した場合は、受託者は、減少した面積と同等の面積の樹木剪定等を行うものとする。			
	・剪定下木C 生垣等	1月	計 1 回	その場合、剪定等をする樹木については、委託者が指定する。			
				※ 各業務の実施時に留意する事項は別紙2のとおり。留意事項に変化を確認した時は委託者に連絡する。			
				※ 必要に応じて隣接住民に作業に入る旨を連絡すること。			

NO	個別事項	留意事項	
	共通事項		
	施設	倒壊等、重大な損傷が生じていないか	広場等に陥没が生じていないか
	樹木	枯損、腐朽、倒木、折れ枝がないか	
	照明・水飲み	照明の常時点灯、水漏れが生じていないか	
	その他	スズメバチ等危険な生物が群れていないか	

※ 上表に定める事項に変化が生じた際は、委託者に連絡すること。

※ 留意事項については、協議の上、追加できるものとする。

位置図



実施場所

縮尺 1 : 2500

